

第 4 章 生活排水処理基本計画

第 1 節 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水の種類

生活排水とは、生活雑排水(台所・お風呂・洗面所などから出る排水)とし尿(トイレから出る排水)とに大別されます。

2 生活排水処理フロー

本市の生活排水は、図 1 に示す生活排水処理フローにしたがって、処理を行っています。

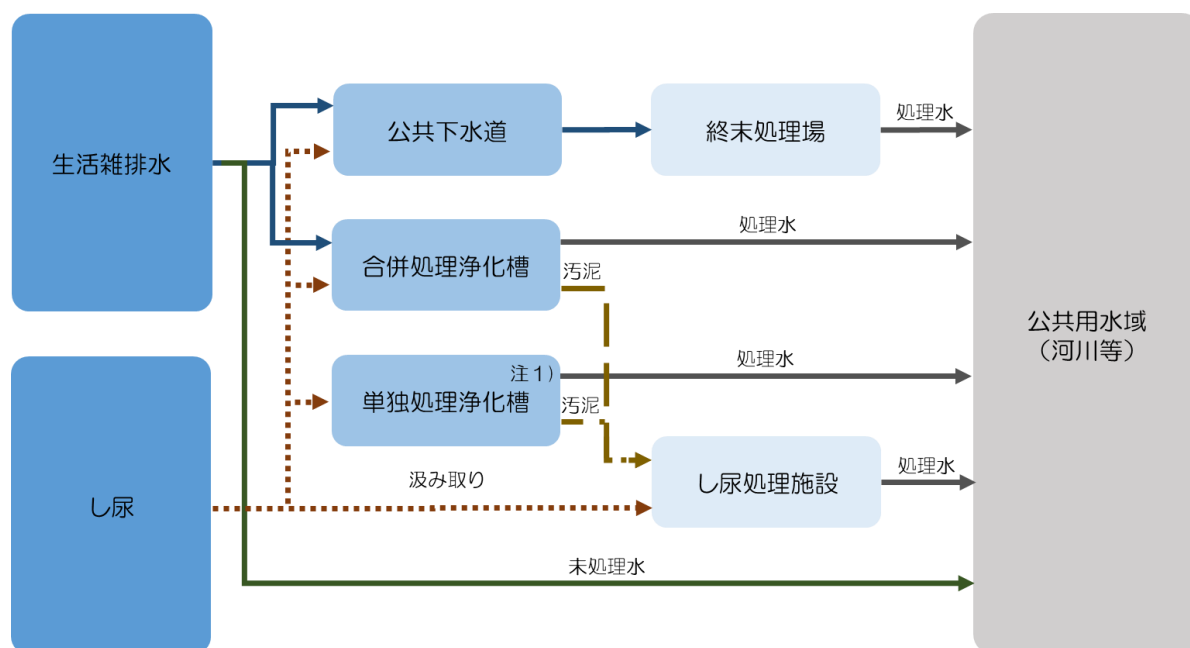


図 1 生活排水処理フロー

図中注 1) 単独処理浄化槽：浄化槽法の「既存単独処理浄化槽」を指す。

コラム

終末処理場

終末処理場とは、下水管によって送られた汚水（一般家庭や事業所、工場から排出される汚濁した水）を、河川・湖沼・港湾・沿岸海域などの公共用水域に放流する前に処理する施設です。殆どの汚水は、神奈川県が管理運営する柳島水再生センターで処理されていますが、一部の汚水は、藤沢市が管理運営する辻堂浄化センターで処理されています。



3 生活排水処理体制

(1) 生活排水の処理主体

本市では、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿処理施設及び終末処理場で生活排水を処理しています。

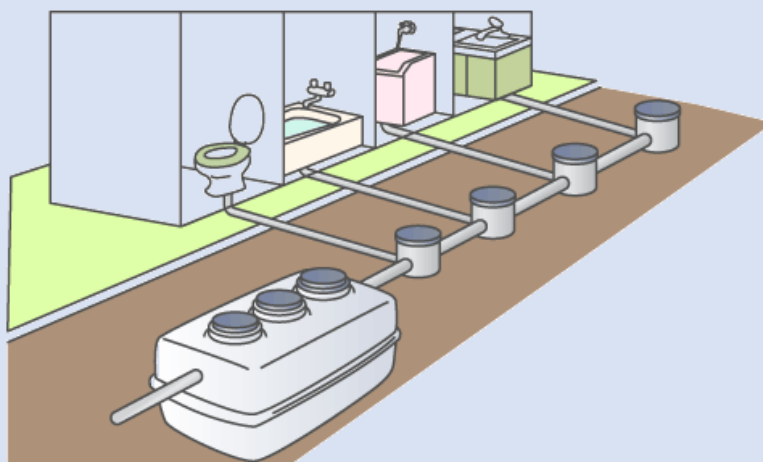
表 1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	寒川町
終末処理場	し尿・生活雑排水	神奈川県・藤沢市

コラム

合併処理浄化槽と単独処理浄化槽

「合併処理浄化槽」は、家庭から出る生活排水（生活雑排水（台所・お風呂・洗面所などから出る排水）とし尿（トイレから出る排水））のすべてを浄化できるスグレものです。し尿だけに対応した「単独処理浄化槽」では、台所・お風呂・洗面所などから出る排水をそのまま河川に流してしまい、自然に大きな負担をかけることとなるため、環境にやさしい「合併処理浄化槽」への転換がいま強く求められています。



（環境省ホームページより抜粋）

○用語解説

浄化槽汚泥: 浄化槽の処理プロセスの中で発生し、浄化槽の底部に重力沈殿した泥状の廃棄物のこと

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理体制

①収集運搬

本市で発生するし尿、または、合併処理浄化槽や単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥は、委託業者によって収集運搬されています。

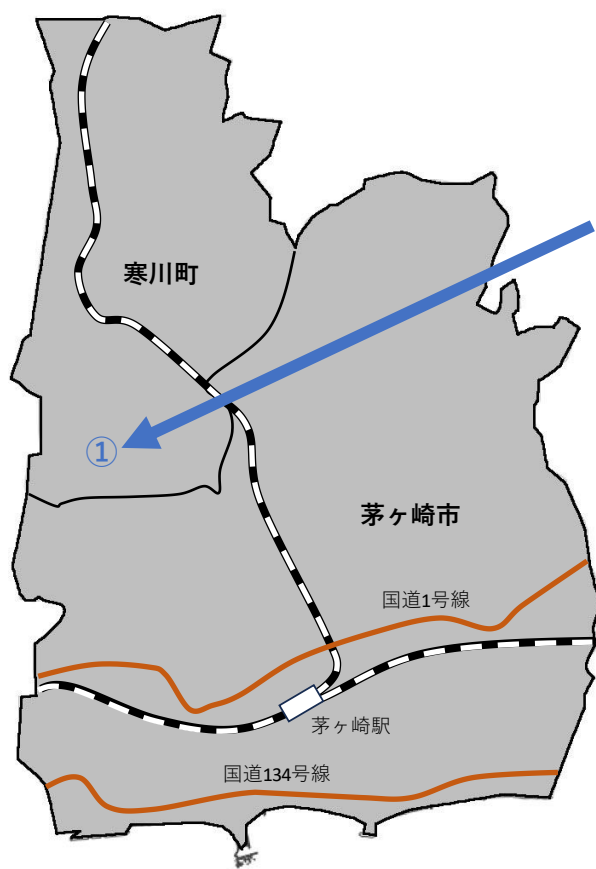
表 2 収集運搬体制

収集運搬の対象となる生活排水の種類	体制
し尿（汲み取り）	委託
浄化槽汚泥	委託

②中間処理

本市で発生するし尿、または、合併処理浄化槽や単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥は、寒川町が管理運営する寒川町美化センターによって処理されています。

	施設名称	住所	竣工年月	処理能力
①	寒川町美化センター	寒川町田端 1578-3	平成7年 12 月	70ℓ/日 (し尿 21kℓ/日、 浄化槽汚泥 49kℓ/日、)



①寒川町美化センター

図 2 し尿処理施設の概要

4 生活排水処理の実績

(1) 処理形態別人口の推移

① 公共下水道人口

本市の公共下水道人口は、増加傾向にあり、令和4年度は、234,266 人となっています。

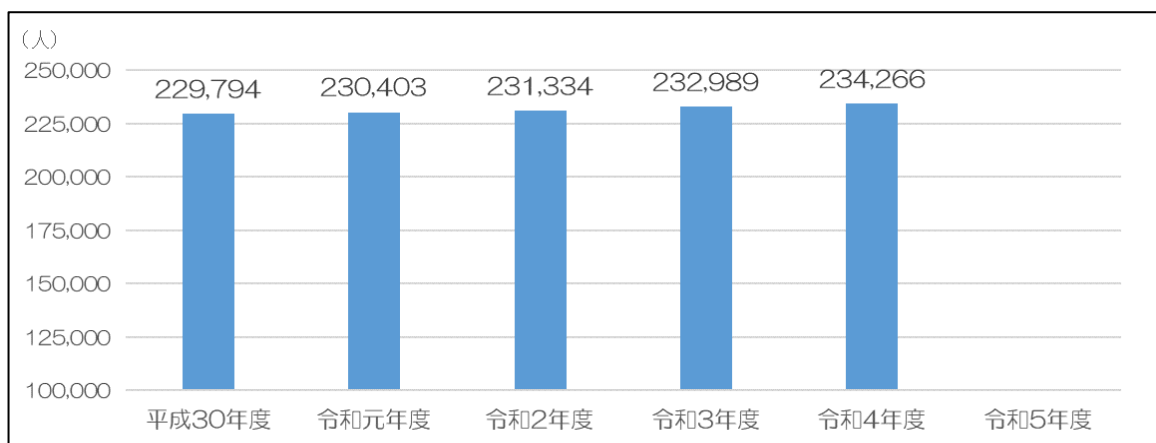


図 3 公共下水道人口の推移

② 合併処理浄化槽人口

本市の合併処理浄化槽人口は、増加傾向にあり、令和4年度では、6,163人となっています。

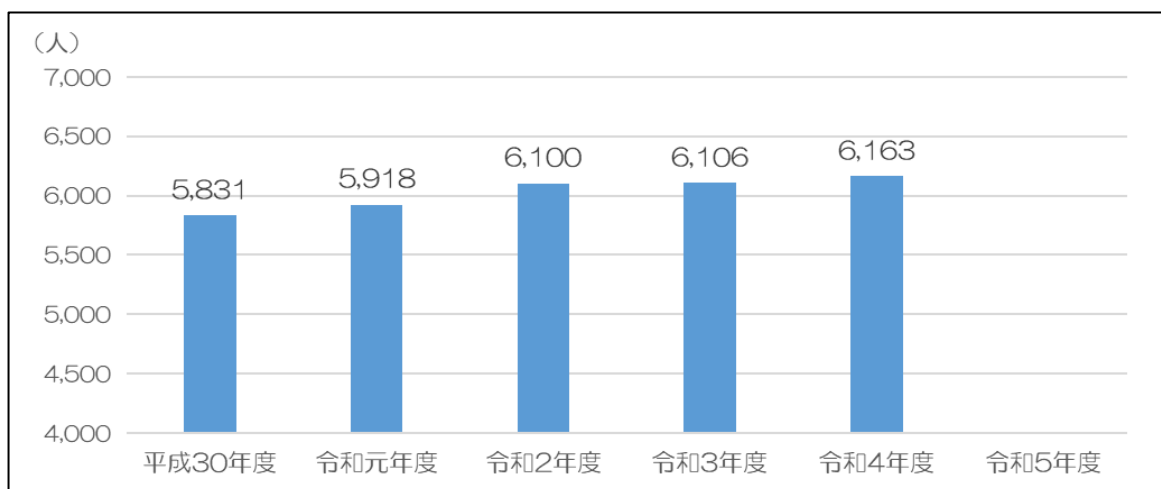


図 4 合併処理浄化槽人口の推移

③単独処理浄化槽人口

本市の単独処理浄化槽人口は、減少傾向にあり、令和4年度は、5,797人となっています。

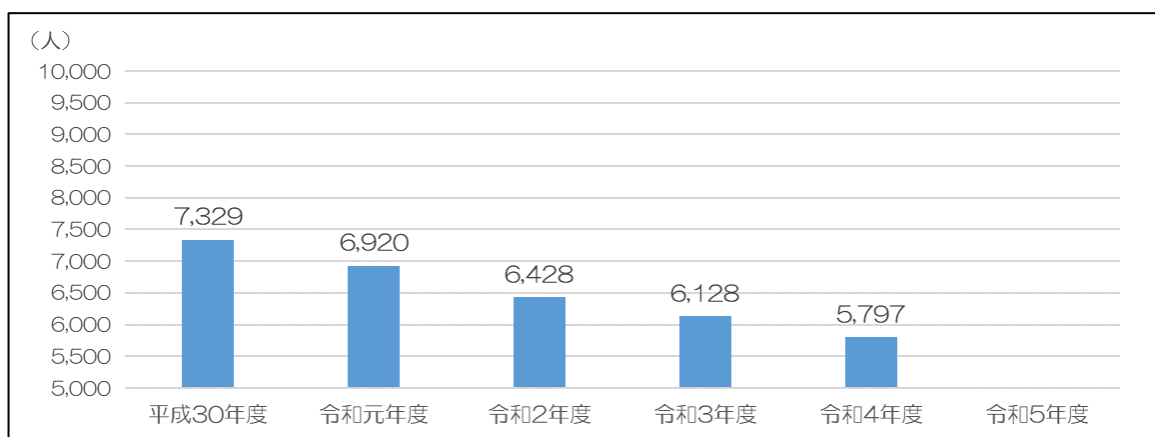


図 5 単独処理浄化槽人口の推移

④し尿処理人口

本市のし尿処理人口は、減少傾向にあり、令和4年度は、429人となっています。

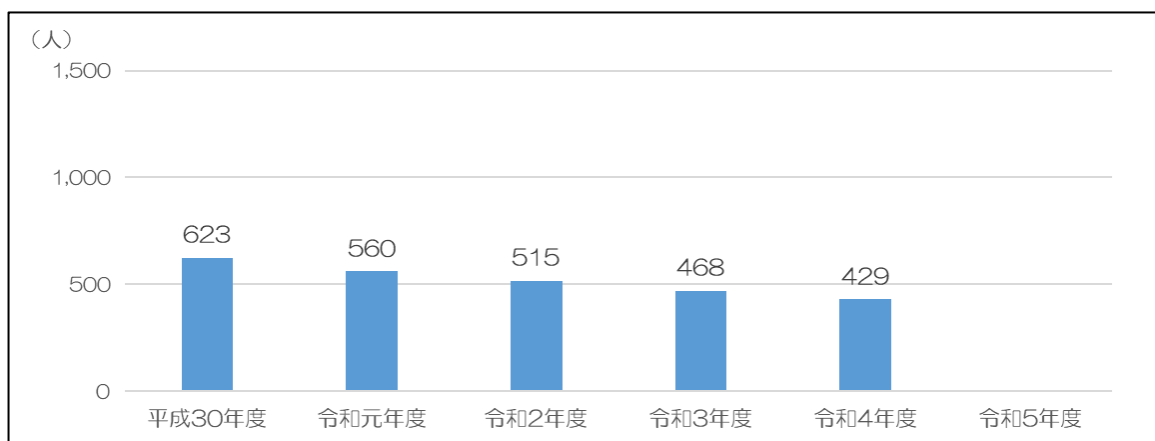


図 6 し尿処理人口の推移

(2) 生活排水処理率

本市の生活排水処理率の推移は、上昇傾向にあり、令和4年度は、97.5%となっています。

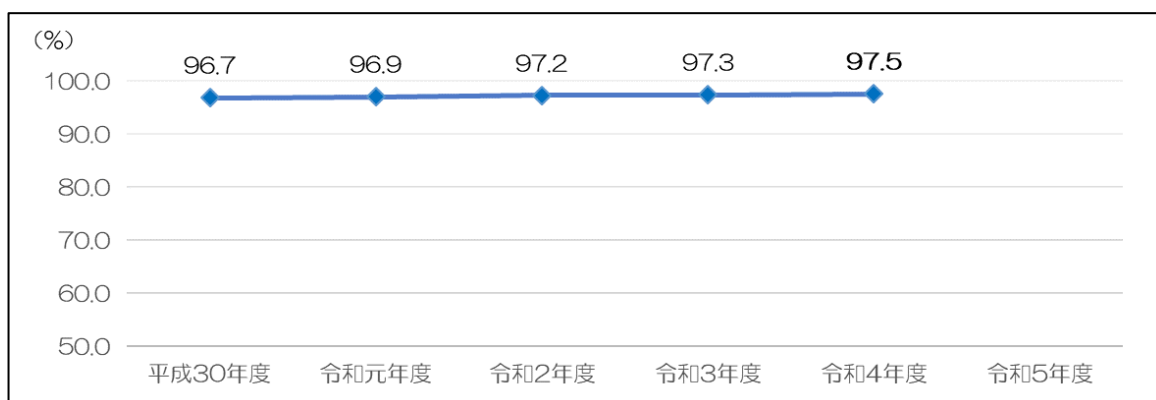


図 7 生活排水処理率の推移

(3) し尿及び浄化槽汚泥処理量

① し尿処理量

し尿処理量は、し尿処理人口の減少とともに減少傾向にあり、令和4年度は、1,409kℓ(仮設トイレ等からの臨時汲み取り分を含む)となっています。

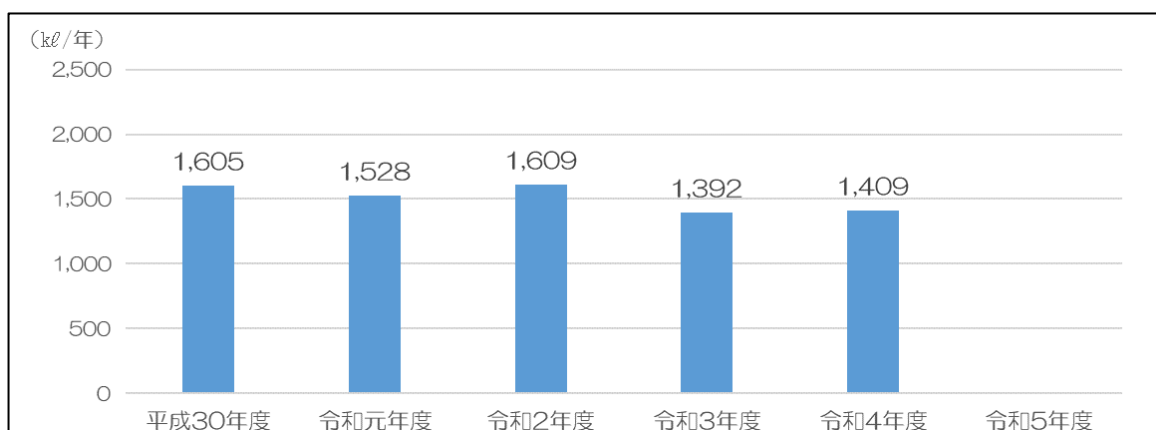


図 8 し尿処理量の推移

○用語解説

生活排水処理率: し尿及び生活雑排水を公共下水道、合併処理浄化槽で処理している人口の割合

②浄化槽汚泥処理量

浄化槽汚泥処理量は、減少傾向にありましたが令和4年度に若干増加し、令和4年度は、7,833kℓとなっています。

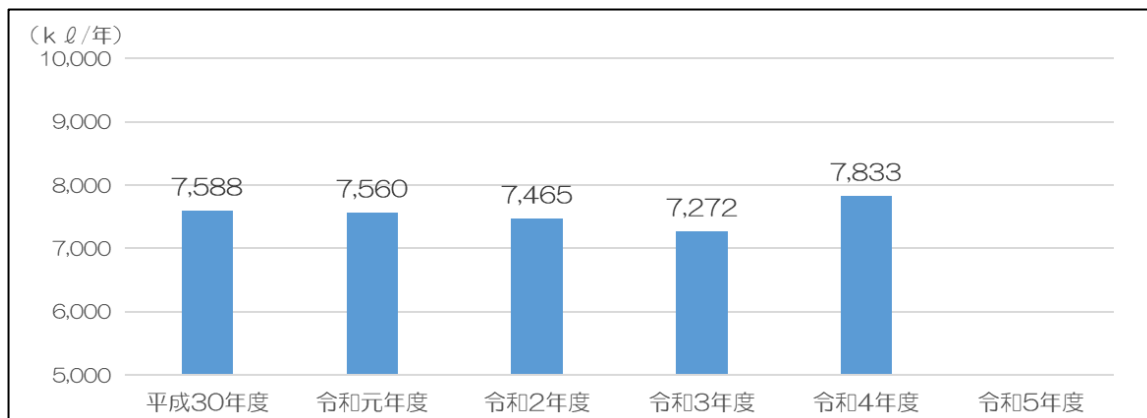


図 9 浄化槽汚泥処理量の推移

コラム

水洗化奨励金制度

本市では、公共下水道処理区域として告示後3年以内に公共下水道へ接続された方を対象に奨励金を交付しています。

交付額：くみ取り口1個または、し尿浄化槽1基につき20,000円

合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度

本市では、市街化調整区域のうち、公共下水道事業計画区域外の地域で既設単独処理浄化槽又は汲み取り式便槽から合併処理浄化槽への転換をする方を対象として、補助金を交付しています。

5 生活排水処理経費

本市のし尿・浄化槽汚泥処理に要する経費は、令和元年度に一時的に増加となりましたが、令和2年度以降減少傾向にあり、令和4年度は、266,016 千円となっています。

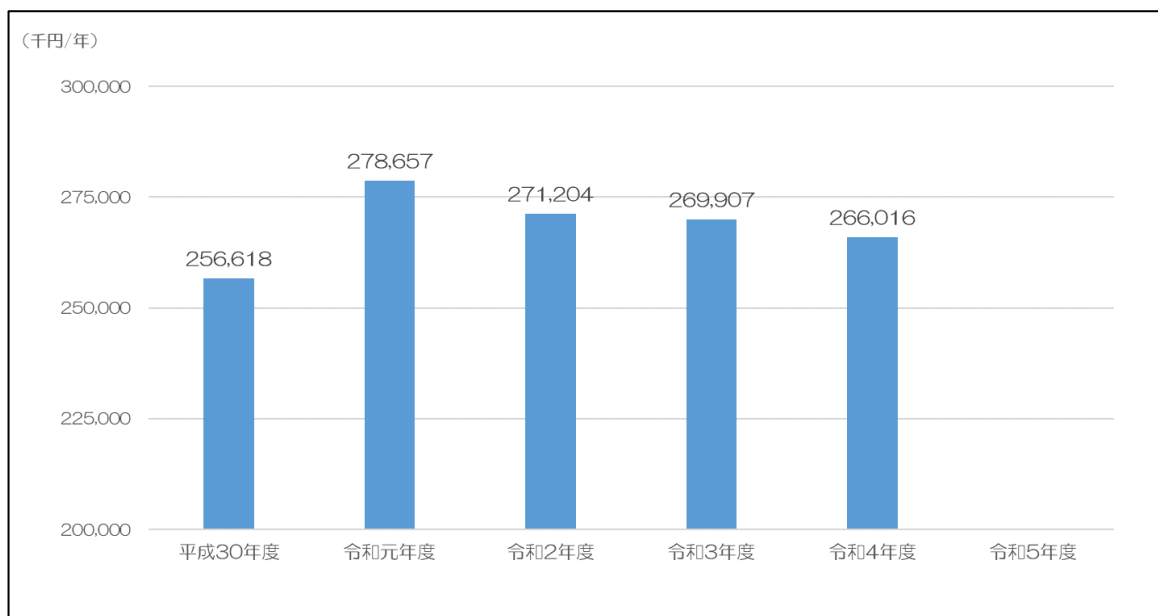


図 10 し尿・浄化槽汚泥処理に要する経費の推移

6 前計画の評価

(1) 目標値の評価

※ 令和5年度実績確定後追記

表 2 基本目標の評価（※令和5年度実績確定後更新）

項目	令和5年度 (実績値)	令和6年度 (目標値)	差	達成状況
生活排水処理率		97.9		

(2) 施策の評価

前計画の施策の評価は、表3に示すとおりです。施策の評価は、「茅ヶ崎市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画年次報告書(令和6年3月)」に基づき作成しています。評価は、施策ごとに設定した評価指標に対し、「数値目標」又は「数値目標以外」の評価基準を用いて行っています。

表3 令和4年度における施策の評価

【基本方針Ⅰ】公共下水道(汚水)・合併処理浄化槽の整備促進による生活排水処理の適正処理の推進

項目	施策	評価指標
1. 公共下水道(汚水)・合併処理浄化槽の普及推進	①公共下水道(汚水)整備事業の推進	汚水面整備率
	②水洗化奨励金制度等の活用による公共下水道への接続の促進	水洗化普及率
	③補助制度の周知による合併処理浄化槽への転換の促進	補助事業により合併処理浄化槽を設置した基数

【基本方針Ⅱ】安定した収集・運搬と、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進

項目	施策	評価指標
1. し尿及び浄化槽汚泥の適正処理	①し尿及び浄化槽汚泥量の変化に対応した収集・運搬計画	計画策定
	②し尿処理施設の適正な維持・管理	実施の有無

【基本方針Ⅲ】水環境の向上に向けた啓発活動等の推進

項目	施策	評価指標
1. 啓発及び情報提供	①浄化槽の清掃の啓発	活動の有無
	②広報紙等による情報発信(重点施策)	活動実績

取組概要	最終評価	今後の方向性
令和4年度の公共下水道整備事業（汚水整備）については、面積は 0.29ha、延長 174.92m が整備された。汚水整備率は、目標値 100%に対し、98.2%となった。	A	継続
水洗化奨励金制度（令和2年度3基、令和3年度5基、令和4年度5基）の活用や下水道接続促進に係るチラシの配布など行い、水洗化普及率は前年度比 0.1 ポイント増の 99.0%となり、100%の普及に向けて順調な推移となった。	A	継続
合併処理浄化槽設置整備事業について、目標 2 基（5 人槽規模 2 基）（転換設置）に対し、補助は 2 基となった。	A	継続

取組概要	最終評価	今後の方向性
令和4年度茅ヶ崎市一般廃棄物処理実施計画に基づき、その排出量に応じた体制の整備を継続した。	A	継続
寒川町美化センターの維持管理体制の継続を確認し、寒川町美化センターの老朽化対策として、令和5年度に同センターを修繕するための準備を行った。	A	継続

取組概要	最終評価	今後の方向性
新規の浄化槽設置者に対し、適切な維持管理を周知する通知などを発送した。	A	継続
「市民便利帳ちがさき生活ガイド」、市ホームページ、チラシを活用して情報発信を行った。	A	継続

7 課題の整理

(1) 国内の生活排水処理に関する動向

単独処理浄化槽や汲み取り式便槽(トイレ)は、生活排水を未処理の状態で公共用水域に放流しています。これらは、現在も全国的に多く利用されているため、水質汚濁の大きな原因となっています。そのため、浄化槽法が令和2年4月に改正され、これに基づき、早期に合併処理浄化槽への転換を行うこととされています。また、頻発する災害への対応力強化の観点からも、早期に復旧が可能となる合併処理浄化槽への転換を促進することが示されています。

(2) 今後の課題

国内の生活排水処理に関する動向や前計画の目標達成状況を踏まえ、本市の生活排水処理に関する課題を次のとおり整理しました。

①公共下水道及び合併処理浄化槽による生活排水処理の推進

本市では、生活排水の公共下水道及び合併処理浄化槽による処理を推進しています。公共用水域への環境負荷を低減し、水環境を保全していくためには、計画的な公共下水道(污水)整備を前提として、合併処理浄化槽の災害時における優位性や各種補助制度の周知を進めることなどで、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を促進させる必要があります。

②水環境保全に向けた意識の醸成

我々にとって身近な水環境を保全していくためには、生活排水処理に関する問題意識の共有のもと、各主体がそれぞれの責任と役割分担の中で、具体的な行動を起こしていくことが望めます。そのため、家庭や事業者が具体的な行動を起こせるよう、あらゆる機会と媒体を活用しながら生活排水処理に関する情報発信や普及啓発していくことで、水環境保全に向けた意識を醸成していく必要があります。

③将来にわたる安定的なし尿及び浄化槽汚泥処理の継続

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理施設である寒川町美化センターは、竣工後約30年が経過しようとしており、修繕を含め適正な維持管理を行ってきていますが、老朽化が相応にして進んでいます。し尿処理量及び浄化槽汚泥処理量は、ともに減少傾向にありますが、処理ニーズは依然として継続していきます。そのため、現行の体制を維持しつつも、収集運搬体制や次期し尿処理施設の整備を通じて、将来にわたって安定的かつ効率的なし尿及び浄化槽汚泥の処理を継続していく必要があります。

第 2 節 生活排水処理基本計画

1 基本理念・基本方針

(1) 枠組み

基本理念の実現に向けた基本方針や施策を定め、図 11 に示すとおり、ピラミッド型の体系を構築します。

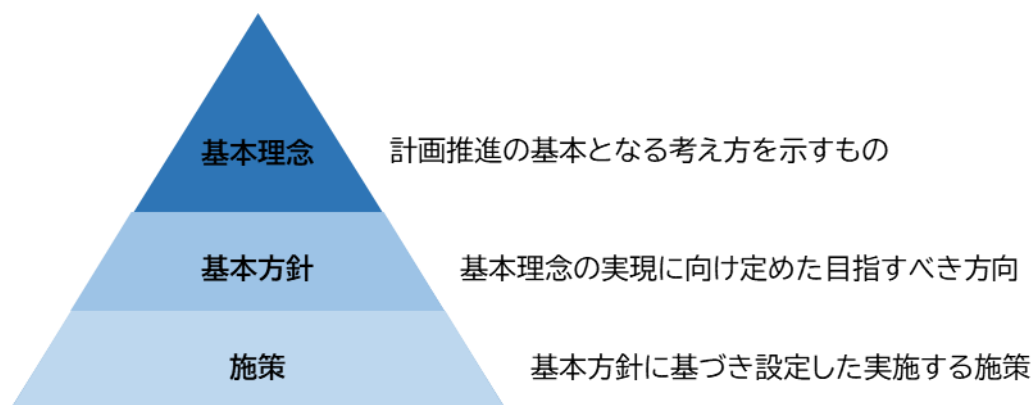


図 11 枠組みの体系

(2) 基本理念

①茅ヶ崎市総合計画

茅ヶ崎市総合計画の中では、本市が目指す将来の都市像を「笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎」と定め、その都市像の実現に向けて、「豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち」・「安全で安心して暮らせる強くしなやかなまち」を政策目標の一つとして定めています。

②茅ヶ崎市環境基本計画（再掲）

茅ヶ崎市環境基本計画の中では、本市が目指す将来の環境に関する都市像を「自然と共生するまち」・「良好な生活環境が保全されているまち」・「資源を大切に作る循環型のまち」・「気候変動に対応できるまち」・「環境に配慮した行動を実践するまち」と定めています。

③ちがさき都市マスタープラン

ちがさき都市マスタープランでは、本市が目指す将来の都市像を「多世代が共生している住みたい、住み続けたいまち～みんなで育む やすらぎとにぎわいのある快適環境都市～」と定めています。プランが示す「住環境整備の方針」の中では、快適な住環境を支える都市基盤整備の推進を継続することで、快適な住環境を形成していくこととしています。

④ちがさき下水道ビジョン

ちがさき下水道ビジョンでは、「豊かな水環境と安全・安心なまちづくりに貢献する下水道をめざして」を基本理念としています。

⑤生活排水処理基本計画の理念

生活排水処理基本計画では、上位計画が目指す将来の都市像や基本理念などを踏まえ、計画推進の基本となる考え方を次のとおりとします。

**“サスティナ city ちがさき” を目指して
～未来へ引き継ぐ豊かな水環境～**

本市の生活排水は、市街化区域では公共下水道、市街化調整区域では合併処理浄化槽による処理を推進しています。豊かな水環境を未来へ引き継いでいけるよう、一層の市域全体における生活排水処理を進めていくとともに、将来にわたる安定的な生活排水処理体制を確保します。

(3)基本方針

基本理念の実現に向け、前節「7 課題の整理」(p.11)を踏まえ、本市の目指すべき方向性を次のとおりとします。

基本方針Ⅰ 生活排水処理率向上による環境負荷の低減化

公共下水道(汚水)の計画的な整備と合併処理浄化槽の普及促進により、公共用水域への環境負荷を低減し、水環境を保全します。

基本方針Ⅱ 水環境保全に向けた意識の醸成

あらゆる媒体や機会を活用し、きめ細やかな情報発信と周知啓発を継続することで、水環境の保全を推進します。

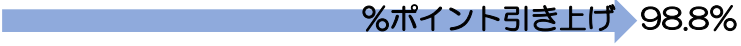
基本方針Ⅲ 持続的なし尿等処理システムの確保

持続的なし尿等の収集運搬体制を構築し、また、し尿等の適正処理はもちろんのこと、計画的なし尿等処理施設の整備を進めることで、持続的なし尿処理システムを確保します。

2 基本目標

本計画の基本目標は、生活排水処理率を設定します。また、それぞれの目標に対する目標値を、令和5年度を基準年度とし、令和11年度を中間目標年度、令和16年度を最終目標年度として設定します。なお、目標値は、令和11年度(中間目標年度)に必要な応じて見直しを行います。

表 4 数値目標 (※令和5年度実績確定後更新)

項目	令和5年度 (実績)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (最終目標)
生活排水処理率(%)		 %ポイント引き上げ 98.4%	 %ポイント引き上げ 98.8%

注)生活排水処理率は、「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画(令和4年3月)」の将来推計値を基に算出

3 施策の設定及び展開

基本方針Ⅰ 生活排水処理率向上による環境負荷の低減化

施策1：公共下水道による処理の推進

1-1 公共下水道（污水）の整備の推進

施策2：合併処理浄化槽による処理の推進

2-1 合併処理浄化槽の普及促進

基本方針Ⅱ 水環境保全に向けた意識の醸成

施策3：きめ細やか情報発信

3-1 情報発信の充実

施策4：水環境保全の推進

4-1 下水道接続（切り替え）への周知啓発

4-2 浄化槽維持管理の周知啓発

基本方針Ⅲ 持続的なし尿等処理システムの確保

施策5：持続的な収集運搬体制の構築

5-1 収集運搬業務の安定性の保持

5-2 効率的な収集運搬体制の整備

施策6：持続的な中間処理体制の構築

6-1 し尿処理の広域化

6-2 し尿処理施設の適正管理

基本方針Ⅰ 生活排水処理率向上による環境負荷の低減化

施策１：公共下水道による処理の推進

1-1 公共下水道（污水）の整備の推進

市街化区域内の公共下水道（污水）未整備区域における課題（地下埋設物が支障となること、地形的に排水が困難な箇所など）を整理し、道路拡幅や宅地造成に併せた整備、整備における新技術の活用等により、公共下水道（污水）の整備を進めます。

具体的な取り組み

- ・市街化区域内の公共下水道未整備区域の解消

施策２：合併処理浄化槽による処理の推進

2-1 合併処理浄化槽の普及促進

本市では、市街化調整区域内で単独処理浄化槽又は汲み取り式便槽から合併処理浄化槽へ転換を行う場合に補助を行っています。し尿と生活雑排水の処理が同時に可能な合併処理浄化槽への転換を進めることにより、公共用水域の水質保全が図られるため、合併処理浄化槽設置整備事業補助制度を活用しながら、合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

具体的な取り組み

- ・合併処理浄化槽設置整備事業補助金の周知及び交付

基本方針Ⅱ 水環境保全に向けた意識の醸成

施策 3：きめ細やかな情報発信

3-1 情報発信の充実

水環境を保全していくためには、市民や事業者の皆さまのご理解とご協力が不可欠です。そのため、皆さまが必要とする生活排水処理に関する情報を的確に把握し、あらゆる機会と様々な媒体を活用しながら、より効果的な情報発信を行います。

具体的な取り組み

- ・「ちがさき環境フェア」や出前講座などを通じての情報発信
- ・柳島水再生センターなど生活排水処理関連施設の活用(施設見学会の開催)
- ・「下水道だより」の発行を始めとした様々な広報媒体を活用した PR

施策 4：水環境保全の推進

4-1 下水道接続（切り替え）への周知啓発

本市の市街化区域の大部分では、公共下水道(汚水)が整備されており、浄化槽などから公共下水道(汚水)への切り替えが可能な状況となっています。水洗化奨励金などの各種制度を活用しながら、公共下水道への切り替えにより、公共用水域の水質保全が図られるため、啓発チラシなどを作成することで、周知啓発を進めます。

具体的な取り組み

- ・水洗化奨励金などの各種制度の周知
- ・啓発チラシの作製及び展開

4-2 浄化槽維持管理の周知啓発

浄化槽には、法定点検や保守点検、清掃の実施が必要となります。浄化槽の適切な維持管理がなされない場合、水環境はもちろんのこと生活環境に悪影響を及ぼすことになるため、浄化槽をお使いの皆さまに対して、指定検査機関や保守点検業者などのご案内や啓発チラシなどを作成することで、周知啓発を進めます。

具体的な取り組み

- ・「浄化槽をお使いの皆さまへ」などの啓発チラシの作製及び展開
- ・し尿処理手数料納入通知書封筒への浄化槽の維持管理に関する情報の掲載

基本方針Ⅲ 持続的なし尿等処理システムの確保

施策 5：持続的な収集運搬体制の構築

5-1 収集運搬業務の安定性の保持

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業務は、市民や事業者の衛生的で快適な生活環境(事業活動)を維持するうえで、なくてはならない行政サービスです。現行の収集運搬体制を維持継続することで、収集運搬業務の安定性を保持します。

具体的な取り組み

- ・計画的な収集運搬業務の実施

5-2 効率的な収集運搬体制の整備

公共下水道(汚水)の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量は、減少傾向となっています。そのため、市民ニーズはもちろんのこと近年の傾向を勘案したうえで、効率的な収集運搬体制の整備に努めます。

具体的な取り組み

- ・し尿及び浄化槽汚泥排出量の変化に応じた収集運搬体制への見直し

施策 6：持続的な中間処理体制の構築

6-1 し尿処理の広域化

収集運搬後のし尿及び浄化槽汚泥は、寒川町に位置するし尿処理施設(寒川町美化センター)へ搬入されます。中間処理を担う寒川町美化センターは、竣工後約30年が経過しようとしており、老朽化が進んでいます。今後は、令和5年に2市(藤沢市・茅ヶ崎市)1町(寒川町)で策定した「湘南東ブロックし尿処理広域化方針」に基づき、し尿処理施設を集約化することにより、効率化を図りつつ、し尿処理の広域化を目指します。

具体的な取り組み

- ・2市1町の連携による新たなし尿処理施設の整備

6-2 し尿処理施設の適正管理

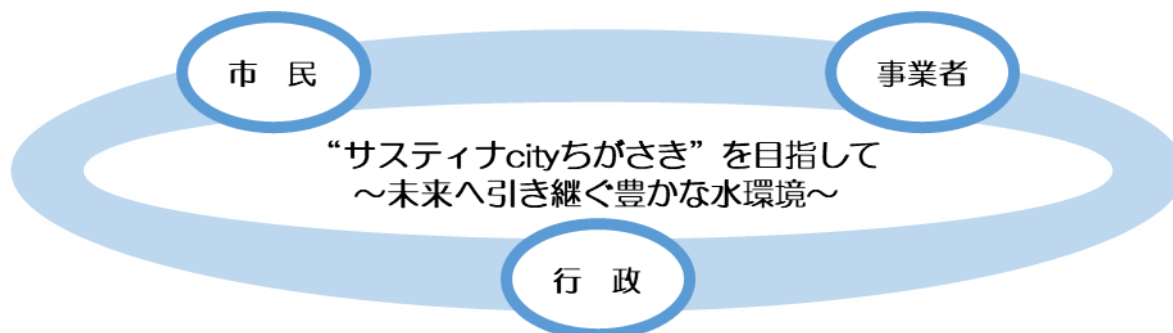
し尿処理施設(寒川町美化センター)に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥を、環境に悪影響を及ぼすことなく衛生的に処理するため、搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の量や性状に対応しながら、施設の維持管理に適切な措置を講じます。

具体的な取り組み

- ・連絡会議を通じての寒川町美化センターの適正管理の推進

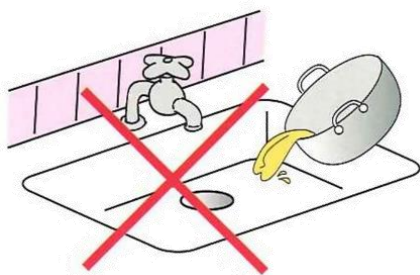
4 アクションメニュー

市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を捉え、行動に移すことで基本理念「“サスティナcityちがさき”を目指して～未来へ引き継ぐ豊かな水環境～」の実現を目指します。



家庭での取り組み（例）

- 生活雑排水の適正排出及び排出抑制



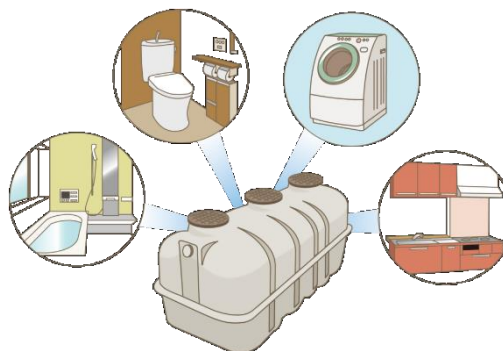
- 公共下水道への積極的な接続



- 浄化槽の適正な維持管理

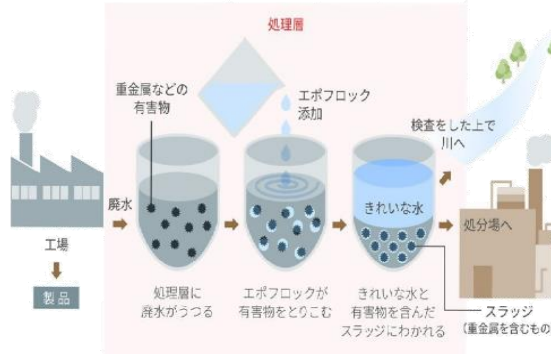


- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換



事業所での取り組み（例）

- 事業活動に伴って発生する排水の適正処理及び適正排出

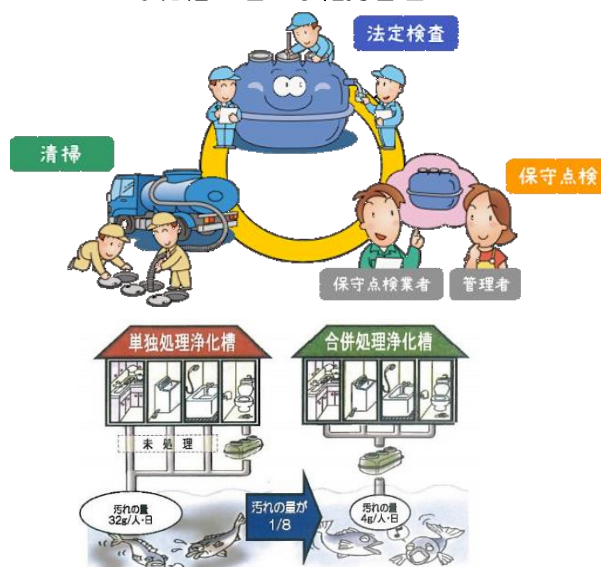


- 公共下水道への積極的な接続



- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

- 浄化槽の適正な維持管理



行政の取り組み（一部）

- 浄化槽整備への支援

くみ取り便槽・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換費用の一部を補助します！



- 普及啓発活動の実施



- 公共下水道（污水）の整備及び接続支援



- 安定的なし尿等処理の実施

